

研究通信

刊会局学部三
究大
月研務塾學隆

No 150
1987年9月
村社事慶高港
9月9日
應經濟山
2-15-45
TEL 03(453)4511

第三十五回村落社会研究大会報告

第一回 (十月五日) 午前九時三〇分開会

自由報告 (報告四〇分・質疑一〇分)

1 本間 勝喜

「近世庄内の地主制

—俵田作・渡口米などについて—」

2 佐藤 康行

「佐渡東海岸の一漁村における信仰と生活組織」

3 不破 和彦

「イギリス農村社会研究」

4 横山 敏

「農民の学習と地域計画」

—福島県相馬郡小高町福浦地区の事例—」

5 地上 甲一

「土地所有と農地の集団的利用

—丹後機業地帯における畑作集落の砂丘地畑作集落の事
例に基づいて—」

6 高山 隆三

「土地と村落

—混住地域のコミュニティに関するアンケート調査を踏まえて—」

7 細谷 昂、中島 信博、小林 一穂、

秋葉 節夫、伊藤 勇

「庄内農業の近況」

第二回 (十月六日) 午前九時 開会

8 布施 鉄治、小内 透、小内 純子

「稲作北限地帯における減反政策と農民生活

—北海道美深町・T部落・P部落・H部落三部落の事例
研究—」

9 共同討議

(なお報告順序を変更する場合もあります。)

地区報告 東北
関西

共通課題「土地と村落—戦後土地所有の変化と地域農業」

第三十五回村落社会研究会大会要項

1 日 時 一九八七年十月五日（月）午前九時から十月六日（火）午後四時まで

2 会 場 いこいの庄村内

〒681-11 山形県鶴岡市大字千安京田字竜花山一一

四〇三三五一七五一三二一

3 会 費 大会参加費 一、五〇〇円

宿泊費 六、九五〇円（ただし一泊二食）

懇親会費 三、〇〇〇円（十月五日夜）

昼食代 六五〇円（ただし一食に付）

4 申し込みおよび取り消しの連絡

〒681 山形市小白川町一一四一九一

山形大字人文学部 岩本 由輝

四〇三三六一三一一四二二（内）一一三三四

不在のときは 人文談話室（内）一一〇七に伝言して下さい。

夜間は岩本自宅（〇三三六一四四一六三一五）まで。

5 宿 泊 (1) 十月四日（日）からの宿泊を受けつけます。

申し込みは八月三十一日までにお願いします。

(3) 取り消しは九月三〇日までに。その後の取り消しの場合、違約金（一泊）一〇〇〇円から当日の場合六、九五〇円まで）を徴収されることも生じますので、御留意下さい。

6 交 通 (1) JR利用の場合、羽越本線鶴岡駅下車、東京方面

の方は上越新幹線にて新潟のりかえになります。時刻は各自でお調べ下さい。

(2) 航空機利用の場合、山形空港から庄内交通高速一一二号バスの鶴岡行または鶴岡経由酒田行にて、鶴岡駅前で下車

（所要時間二時間、料金一、九〇〇円）。

山形空港発鶴岡方面行バス時刻

一時五四分、一三時五四分、一六時一四分、

一七時一四分、一八時五四分

航空機時刻は毎月変わりますので各自御確認のうえ御

利用下さい。

鶴岡駅から会場まで

(イ) 鶴岡駅前一番のりばから庄内交通善宝寺経由湯野浜行に乗車、いこいの村入口（所要時間三五分、料

金五〇〇円）にて下車。

（注意・加茂経由湯野浜行には乗らないこと）

鶴岡駅前発善宝寺経由湯野浜行バス時刻

六時三六分、七時〇六分、七時三六分（休日運休）、

七時五六分、九時〇一分（この間、毎時〇一分）

一六時〇一分、一六時五五分（快速）、一七時一二分

一七時四一分、一八時一分、一九時〇六分、

二時一六分

なお、いこいの村入口より会場まで徒歩約十分

(ロ) タクシー利用の場合

鶴岡駅前より三、〇〇〇円。

いこいの村入口にはタクシーはありません。

近世庄内の地主制

—俵田作・渡口米などについて—

本間勝喜

(一)

かつて庄内では俵田（畑）作、俵田渡口米などの用語が使われていた。従来、「俵田（畑）作」を小作、「渡口米」を小作米とみなしてきたのであるが、大場正巳氏はその著『本間家の俵田渡口米制の実証分析－地代形態の推転－』（御茶の水書房刊）で、俵田渡口米を「当初から小作料といいかえ、一般化したのでは、本間家研究、庄内農業史を放棄したことになる」と從来の見解を批判し、独自な見解を示している。

大場氏の主張の基礎は、俵田渡口米を小作料ではなく、土地の生産力とするところにある。その「俵田渡口米制」の内容を簡単に紹介しておけば、俵田渡口米を土地の生産力（平年収穫高）とするが、また検地帳などの上からの石高把握に対する、地方による生産力把握をも意味する。具体的には、俵田作・渡口米收取とは、「宝暦頃にみる農民の俵田＝労働力つき田地の年季売譲による地引金の借用、そしてその地主（金主）の利子收取として、收取田地での生産の実現－生産物のすべては地主の所有に帰す、という関係」で、これは、労働力つき田地としてでなければ、土地が売買の対象となりえない生産力の段階、他方に、労働力つき田地をそれとして売り譲る階層、農奴主的・初期本百姓などの存在を前提としている。

歴史的には、農奴主的・初期本百姓経営の解体と、近世百姓の形成期における、一つの重要な過渡的形態の生産関係であり、また勞

働力地代から生産物地代への過渡の地代形態とする。

なお、この制度の成立を一八世紀中頃とするが、当時の農奴主的・初期本百姓的經營がなお幅広く存在していて、これ等の經營は商人高利貸資本の吸着で急速に解体し、代って疑似的な農奴的大經營である商人高利貸資本による手代「代家經營」が現われる。ほぼ同時に俵田作の取得が展開し、むしろこれが「代家經營」よりも一般的な存在となるが、しかし分散田地における分散代家經營というべきもので、手作代家經營と本質は同じものとみるのである。

右のような制度としての俵田渡口米制は諸段階を経過するものの、一八世紀中頃より一九世紀末頃まで一〇〇年以上にわたって存在したとみている。

結局、大場氏による俵田渡口米制とは、まず渡口米は田地平年収穫高であり、ある田地が俵田作となつた場合、俵田作人より地主（金主）へ、その田地の収穫米がそのまま引渡されることである。これは、この制度が成立した宝暦頃以降においても庄内では農業の生産力が低く、質地地主小作関係が成立するような、必要分を超える剩余分が形成されてしまう、従つて年貢・上納などを理由に土地を売り譲る場合、利子分として土地の収穫物をすべて引き渡すような形でしか土地取引が成り立たなかつたことによると述べているようと思われる。

(二)

大場氏の右のような主張について、主として近世庄内の農村・農業を調査している一人として全く納得しがたいものであり、いくつかの問題点を感じざるをえない。以下、数点を列挙してみよう。

第一に、大場氏が「俵田渡口米」制の根柢とする史料は主として

証文の文言によるものであり、渡口米＝平年収穫高であることを明瞭に示す史料を提示していないと思われる。しかも、俵田渡口米を「地方」による生産力把握とするにもかかわらず、民間慣行との関連が検討されていないのである。

第二に、現存する史料に、渡口米は収穫高の一部にすぎず、渡口米＝小作料とするものが多々みられるのであり、大場氏もそのいくつかを眼にしている筈であるが、ほとんど検討しておらず、無視されていることである。

第三に、庄内の近世後期にあっても、「農奴主的經營」の存在をみており、また俵田渡口米制を労働力地代から生産物地代への過渡の形態とみる場合、大場氏の以前の「豊原村と家の形成過程」（『豊原村』第一章）で、小農民経営の成立を享保・宝暦頃に求められていたように思われることとどうよに整合するのであろうか。大場氏の主張に沿えば、庄内での小農民経営の成立は明治末以降ということになろう。

第四に、一九世紀に入る頃から、不作引が恵与的に与えられて俵田作人の取分となつたとするが、実際に取分となつたという証明がされていない。また仮に取分となつたとして、このような不作引だけで、俵田作人が収穫物をそのまま引き渡すことを原則とする「地主小作」制度が、一時的・例外的にはともかく、一〇〇年以上にわたって存続したとはどうしても考えられないるのである。

第五に、このような制度であるならば、不作引をめぐるトラブルにおいて、地主は土地取上げを有力な手段とし、それに対し俵田作人は「耕作権」を守ろうとするのは、どのように説明されるのだろうか。むしろ、逆の対応こそ相應しいのではないかろうか。また俵田

作人の交代による別小作も、俵田渡口米を大幅に引下げるなど特別な事情を想定しなければ行いえないと考えられるが、実際にはそのようなこともなく比較的容易に行われているのは何故だろうか。このうような疑問に立つて、大場氏の主張に対しても反証した拙論をすでに発表しているが、今度、村落研究会の大会が庄内で開催される機会に、改めてこの点について述べてみたいと考える。

（注）拙稿「近世庄内における小作人取分について」（東北史学

会編『歴史』第六十六輯）

佐渡東海岸の一漁村における

信仰と生活組織

新潟大学 佐藤 康行

漁村は農村と異なつて、個々の村々がきわめて個性的であるといわれている。そうした個性は、漁業生産の種類と漁業組織が単に相違している点ばかりではなく、長い歴史を経て存在している生活組織とそれに媒介された信仰の体系にも関わっている。本報告では、漁村の村落生活をとらえるにあたつて、生活組織と信仰体系からアプローチしてみたいと思う。

一
調査対象地は佐渡の両津市大川地区で、半農半漁の漁村である。かつては部落内で婚姻が結ばれる一方で、分家慣行はあまりみられなかつた。「重親類」は本分家関係から成っているのではなく、数世代にわたる婚姻関係から成っている。

かつてはスケト漁やシイラづけ漁、それにイカ釣がおこなわれてゐた。イカ釣はほとんどの家でおこなわれ、家計を支えてきたものといわれている。スケト漁とシイラづけ漁は近世以来おこなわれてゐたが、これらは必ずしも重立がおこなつたわけではなく、寺泊や出雲崎などと違つて株の成立をみなかつたのである。ところで、昭和四十九年から漁港の建設が始まって現在も進行中であるが、地元負担金は部落の字費で一部たてかえってきた。非漁家であつても今後漁業をするようになるかもしれない、そのためには権利を残しておいたほうがよいということで、部落で取り組んできたのである。部落

が地先漁場の利用を介して統合されているといえる。また、部落で漁付念仏や魚供養もしている。

農家は全戸のうち三分の一一位であるが、農家組合が部落とは別につくられている。違反は各戸ごとに実施してきた。

二

大川は東組と西組（二つを一緒にして浜組という）、それに離れた台地上にある野城組の三組から成っている。それぞれ組有の地蔵堂をもつてゐる。各組とも組有の山林があり、現在でも「皆済」をおこなつてゐる。組は部落の「議員」や氏子・檀徒の総代、さらに農家組合の委員などを選出する母体になつてゐる。字費も各組ごとに「年番」が徴収しているばかりでなく、老母連の念仏や小正月のトウド行事も組々に分かれおこなわれてゐる。各組ともほぼ同数の戸数から成つており、部落を運営するにあたつて便利なため、組による分類が基準になつたのであろう。

しかし、年中行事では浜組と野城組で相違しているものも少なくない。野城組には地蔵祭りがあるが、浜組はない。浜組は火防け

の念仏をおこない、東組と西組別々に夜番廻りがある等。また、現在部落で生活改善の申し合わせをおこなつてゐるが、野城組の「触繼定」（明治二十年）がある所からすると、生活改善（冠婚葬祭の贍い）もかつては浜組と野城組で別個に取り決められていたと思われる。さらに、村境ばかりでなく浜組と野城組の境にも正月に祈禱札が吊され、祭礼時に鬼太鼓が踊られている（惡魔祓い）が、これらは生活空間を儀礼的に示してゐる（浜組には浜組有の山林がある）。歴史的には、野城は浜組の枝村と考えられる。

三

大川では十五年位に一度ずつ「護身法」がお寺（真言宗）でおこなわれる。一週間（最近は三日間）寺にこもり、身を潔斎するとともに、儀礼的に再生して印を伝授される。一生に一度はしないと一人前ではないといわれる。「護身法」は、山伏の山岳修行にあたり呪駆力を獲得する過程と考えられる。

男子は生まれたらすぐにトウドの一員になる（トウドの加入順が、部落会の席順になる）。中一の男子が「一番大将」になって、一週間（現在は五日間）トウド小屋でおつとめをする。そして、正月の十六日に鳥追いをして終る。これは、靈力のある言葉を唱えることによって靈力を身につけ、鳥追いをしていふと考へられる。

漁師のほとんどは善宝寺を信仰しており、竜王講をつくつてゐる。老母連は毎月善宝寺念仏を組ごとにおこなつてゐる。善宝寺（竜神信仰）を信じていれば必ず見返りがあるという。海上で困つた時、善宝寺の札を流して竜神に祈願する。また、大病などをして困つた時には、自分の守り神をお祀りし、願をかけ念仏を唱える（守り神は、地蔵、馬頭、觀音、猿田彦など）。地神がいる家は、地神をお

参りする。名主をつとめ、有力な重立の家であった家には、海からあがった蛇が祀られている。ここでは詳細な説明は省かざるをえないが、善宝寺信仰や守り神の信仰は真言宗の土壤の上に成りたっている。祈禱念仏は個人、親類、組、浜組、そして部落に至るまでおこなわれている。信仰の側面から漁民の村落生活をとらえることは、漁民の理解にとってのみでなく、漁村の「文化」を理解する上で重要である。

イギリス農村社会研究

不破和彦

農民の学習と地域計画

—福島県相馬郡小高町福浦地区の事例—

横山敏

村落の性格変化が指摘されているが、それがここで課題としての地域計画とかかわっている。

「農村計画」や「農村コミュニティ」などの「地域づくり」政策は、第一に、深化した借労働兼業、たかまる労働評価、安定した生活への志向、そのなかで生まれることとなつた村落の性格変化をふまえたうえで、新たにうちだされたのであった。第一に、「兼業農

民からの耕作権（農民的經營権）分離、高地代による所有権強化」という土地所有の再編と関連している。第三に、以上とかかわって支配構造の再構築を課題としている。

他方、農民にとっても、旧来の家と村の解体がもたらされつつ、あらたな家族と農民自身の地域としての組織化への限界が画されるなか、農業生産力を発展させようと志向のもとに農業技術を身につけ、販売や加工に取り組むなどして、生活を向上させることが必要とされている。

そのさい、自治体や農協などの諸機関のはたす役割が重要となるが、農民をふくむ地域住民の運動とそれらの結節点としての自治体や農協などの活動の組織化（それは「総合計画」や「農業振興計画」に結実するであろう）を、ここで「地域計画」とよぶのである。

この報告では福島県の浜通り地方（東部太平洋沿岸）の北部に位置する相馬郡のなかでも、その最南端、小高町福浦地区をとりあげる。地域計画の策定に住民の参加がえられる例は少ないが、ここ福浦地区では指導的農民と農協が推進力となって水稻單作の農業を複合経営の農業に変え、それと不可分に農民の教育が発展してきた。農民の学習の過程のなかで要求を明らかにし、地域農業振興計画にそれらを集約するといった仕組みがうまれつゝある。この報告でのメカニズムについて考えたいのである。

二、福浦地区農業の現況

福浦地区はひろく廻田と湿田をかかえて水稻農業の機械化がおくられ、七〇年代前半に田植機、バインダーが普及し、七〇年代後半以降トラクター、コンバインが普及した。それだけに、機械化は地区農業に画期的な変革をもたらした。臨時雇労労働やゆい・手間替と

いった共同労働を解消し、労働力を水稻農業から排出した。

農外の地元労働市場の展開とともに、七〇年代半ばまで兼業の主流をしめていた出稼はその後少数となり、原子力発電所の建設によって需要の多かった人夫・日雇もようやく八〇年代前半に急速に減少して、常勤や通年の兼業が主流を占めるにいたっている。

そうした農業の機械化と恒常的賃労働の拡大といったうごきのなか、七〇年代をつうじて自家労働の評価はたかまっていた。しかし、その時期、農業所得によって家計費の上昇に対応することができず、そのつどごとの多少の変化はあったものの、農家数の減少、專業農家の減少、二兼農家の増加といった状況はかわらぬ趨勢であった。

そうしたなか、七〇年代はじめに福浦地区農業は急速に複合経営へと変貌していく。指導的農民の努力と福浦農協の方針がその推進力であった。そうした地区農業の変貌は、その時期、急速な機械化、にもかかわらず兼業の主流がなお出稼、人夫・日雇にあり、複合經營に必要な労働力がのこされていたといった条件にもとづいていた。同時に、土地がうごかず、経営の受託なども容易にすすまないといった条件のなかですめられた。

地区農業の複合化は、養豚をはじめ畜産を主力として七〇年代末にピークにたつする。生産額で米以外が六四・三パーセントをしめ、米と米以外の比率が七〇年代はじめの時期と完全に逆転した。しかし、その後プラスアルファ部門は経営間の競争と価格の不安定のなか停滞と後退の局面にはいつている。

三、複合経営の展開と学習運動の成立過程

この地区における農民の学習運動の成立は一九五〇年代の福島県

連合青年団、福浦青年団の運動や農協民主化運動にさかのぼることができるが、七〇年代に学習運動が発展したもともと現実的な根拠は地区農業の複合経営への転換にあった。

農協理事会の構成の変化などを主体的な推進力としつつ、農協は指導的農民に依拠して旧い「米肥商」的農協から営農指導事業と販売事業を重点とした農協にその体質をかえようとしていく。生産の発展のためあらたな農業技術の地区農民への普及をはかったが、そのうらづけるとなる固定資産の投資、補助事業の積極的な導入にも努力した。複合化の壁が農家の資金難にあり、また農家の過剰投資を避けなくてはならなかつたからである。

また、地区的農業に内在的な条件もあった。農業労働力の面で担い手がなお村にのこっていたという有力な条件があつたし、機械化の急速な進展のなか労働力が水稻部門から排出されるという生産力構造の再編とともに複合化がなしえた。

地区農業は、こうして一挙に変貌した。それに対応して農業技術の学習は必須となつたし、経営の合理性ももとめられた。経営の安定・発展のため農政の変革を農民がみとおすことも期待された。多様な学習の組織活動が展開し、年一回「農業農協問題研究集会」が開かれそこに学習の成果が集約されたが、基盤としては「生産部会」と「部落」が重視された。兼業農家のあととりの組織として「農家後継者協議会」も組織された。学習運動の構造的な性格をよみとることができよう。

四、学習運動の基盤と現段階

学習運動は構造的な性格をもつていたが、それだけにいつそう生産と生活の諸問題はそのままその発展の制約条件ともなつた。複合

化は、地区農民のなかに甚だしい思考の差をうんだ。「兼業農家を專業志向農家群に」変えていくとの方針は、実際には主として解体の危機に瀕していた二・〇・三・〇haの層を主体として商品生産の発展、生活の向上をはかることを意味していた。ねらいはそこにあつた。むろん、基幹となる水稻農業の基盤は部落にあつた。「現在の部会の充実・拡大をはかり、支部（部落）に影響力のある生産農家」を生みだすとの方針にもかかわらず、部落はプラスアルファ一部門を主体とする「生産部会」と有機的に結び附することができなかつた、とみられる。そこに生産部会と部落の現状が問われる。

福浦地区農民は、その後の兼業の深化、複合經營の後退・一部解体といった現状のなか、あらためて農業の発展とそのための農民のあらたな共同を定着させるという問題に直面している。学習運動の側面では、第一に今日の農政の動向を一人一人の農民が捉えるようにつとめ、第二に農産物の価格問題の認識を深め、加工や産直の可能性をさぐり、経営・技術面での認識の深化をはかる、といったところに力をそいでいる。

五 結び

こんにち福浦地区では農民の学習のなか明らかとなつた要求をもとに、農協の「地域農業振興計画」が策定されつつある。ある教育学者がいつたように、「能力は社会的な必要とのかかわりで評価され」、ひきだされる。その意味で地域計画と農民の学習とはたがいに規定しあう関係にあるといえるだろう。

土地所有と農地の集団的利用

—丹後機業地帯における畑作集落の砂丘地畑作集落の事例に基づいて—

池上甲一

本報告は、砂丘地農業を営む京都府網野町浜詰集落における集団的土地区劃の形成条件と意義を分析することによって、日本農業における土地問題を考察するための素材を提供することにある。その際、とくに集団的土地区劃の前提となる地域経済・社会の特徴、ならびに土地所有と社会的利用との関係に留意する。

一、はじめに

農地改革に始まる戦後農地政策の展開は、いくつかの節目を経た現在、農用地利用増進法の制定を画期として新たな局面にある。この法に基づく利用増進事業の力点は、周知のように利用権設定等促進事業と農用地利用改善事業に置かれている。前者は、利用権の中核農家への集中によって規模拡大を計り、もって構造改善に利することを目的としており、借地農主義による利用権集積論に通じていく。後者は、集落が主体となって農地の自主的管理・面的な高率的利用を実現することを目的としており、集団的土地区劃の政策的後景をなしている。

前者については、分散錯園制の下で利用権の集中が行われ、規模拡大が実現されても、それは自ら限界をもつし、また土地利用の粗放化、機械化・化学化・単作化・専作化の一層の促進という農法上

の問題をも引き起す。さらに利用権集積論には、「中核農家」になりえない多数の中小規模農家の就業と生活の展望が欠落している。

これに対して、後者は、私的所有と社会的利用の対立を調整することによって零細農耕制を止揚する可能性をもつ。問題は、それをになつていく主体のあり方と形成条件の如何にある。この点で、従来の集団的土地利用論が転作がらみの水田農業に基礎を置いていることは弱点となるのではないか。そのこと自身の意義を否定しないが、水稻偏重の農業・農法の変革を展望するとき、政策的バイアスのかかった集団的土地利用とそうでない集団的土地利用とを峻別しなければならない。この意味において、畑作、とりわけ砂丘地というような水稻作にとっての限界地における集団的土地利用の分析は、集団的土地利用のもつ本来的な意義と可能性を検討する上で大きく貢献すると思われる。

二、浜詰における集団的土地利用

浜詰の集団的土地利用は、高度経済成長初期における地域経済構造の変動に伴なう地域社会崩壊の危機に対する再編方策としての「第一次長期計画」（一九七二年策定）に端を発している。それは、生産改善と生活改善の両者を相互媒介的に進展させながら、全体として地域の総合的改善を目指す地域計画としての性格をもつ。この一環として、地区再編型新農構事業とそれをきっかけとする農地の集団的利用が取り入れられた。新農構の内容は、①砂丘畑の造成②畑かん施設の再編・統合（既耕作砂丘畑）③各種施設・機械の導入④農業団地センター、農村広場の設置⑤土地利用組合（地権者、耕作者双方を含む）の組織化、などであるが、このうち①と⑤が集団的土地利用と直接関係する。

浜詰の集団的土地利用は、利用権設定を手段とする権利調整と作物栽培協定による土地利用の調整を組合わせたものである。

前者については、形式上一筆主義の利用権設定を採用しているが、実質的には農地利用管理主体である土地利用組合が造成砂丘畑全体に利用権を設定し、それを中心的な農家に再分配するという方式を採用している。既耕作砂丘畑は、土地利用組合が新農構以前から進んでいた貸借を属人的に再編成して、一定の団地化が進められている。この結果、地域内農地の八〇%が全農家の十二%、九戸の農家に集中して利用されることとなり、昨今の利用権集積論との関連でいえば、利用権の集積＝規模拡大＝構造改善の達成という図式が描けそうである。しかし、ここで注意すべきは、できるだけ経営規模が均等になり、かつ経営耕地の分散を避けるような土地利用組合による利用権の配分方式によって、無原則的な規模拡大競争が避けられ、経営面積が最大の農家でも三ha強にすぎないことである。つまり九戸の農家による農地利用の集積の目標は、絶えざる規模拡大と単一作物への特化による農地利用の集積の目標ではあるわけではなく、作付栽培協定を基盤とする農地の合理的利用に置かれているのである。換言すれば、チーリップ球根、スイカ、メロン、カボチャ、緑肥作物を組合わせた三年四作（またはカボチャかダイコンを入れた五作）の輪作体系を構築し、これによる連作障害の回避、地力養成という農法改革を目的としているのである。

このような土地利用方式の成立は、砂丘地が稻作からみた場合にもっとも限界的な立地条件にあるという特殊性によるところ大である。しかし、日本の耕地の約四割が畑地であるという現実、ポスト三期による稻作の転作強化、規模の大小両端における水稻作への特

化傾向、野菜地帯における専作農法を考慮するとき、浜詰の試みは、中規模の扱いの手農家を中心とした集団的土地利用の方向性を示唆しているように思われる。

三、集団的土地利用の形成条件と展望

浜詰における集団的土地利用の形成条件は、第一に「経済的棲み分け関係」、第二に「社会的共住関係」の成立である。前者は、自営農業を基盤とし、これに農・漁・観光業が付加されるという地域経済の複合的構造による世帯内の多就業形態と地域内で完結した就業構造に基づく各産業の連関・協調態勢である。後者は、この経済構造の裏面をなす社会関係であり、共有地の利用や浜詰登記所と呼ぶべき地域内での権利移動の処理方法などの伝統的土地利用に基づく連帶性と、新農構事業によって設置された集落センターなどを基盤とする新しいコミュニティー活動との融合の上に形成された社会関係である。「経済的棲み分け関係」と「社会的共住関係」とは相互に補強しあって、各産業間、この場合には集団的土地利用を主軸とする農業再編への努力態勢の構築条件となっている。

第三の条件は、浜詰農協の経済・生活両面にあたる日常的な活動の積み重ねによる信用メカニズムの作用である。浜詰農協は、旧村をほぼ管轄範囲とする小規模農協であるがゆえに、全住民を大半とする事業活動を行わざるをえず、まさに地域リーダーとしての役割を果たしている。

その上で、もっとも大きな集団的土地利用の形成条件として、歴史的に形成されてきた土地所有の構造と所有権のあり方を指摘したい。浜詰の土地所有構造の最大の特徴は共有地の多さであり、とりわけ宅地の四三%が共有地であることは特異である。共有地は浜詰

の社会生活・生産に多大な役割を果たしてきたが、とくに宅地造成とその安価な貸付による二・三男分家の定住条件基盤形成、ならびにこの「屋敷年貢」の集落財政への織入による集落独自の事業の実施は特筆しなければならない。共有地の開発は、一般的には個人に分筆され、私的所有に転化することが多いが、浜詰ではそれが地域社会の維持・発展に必要な住民の公平な社会的利用を阻害する結果をもたらすと判断され、共有地のまま維持されている。ここに「利用できる人が利用できる場所を利用する」という浜詰の土地利用に関する暗黙の不分律が形成され、私的所有意識の薄さを示すいくつかの例が認められることとなる。このような土地の利用形態は、農地に限らない浜詰的な集団的土地利用を表現していると評価しえる。そのことを背景とするとき、農地の集団的利用が中心的農家だけではなく、地域社会の問題として登場するのである。

しかし、このことはとりわけ資産的観点からみたときの農地の価値を低める超零細分散錯園制と無縁でなく、いわば無意識的な土地の私的所有と社会的利用の結合である。これに対して新農構事業は、土地所有権改善事業とも表現しうるような性格をもつていて、不鮮明であった土地所有権を確定するとともに、ある程度の農地分散の解消をもたらし、資産的価値を高めるように作用している。それゆえ、土地が「擬制的商品」として取り扱われる可能性が生まれてしまっているから、土地所有と社会的利用の目的意識的結合が必要となる。それは、結論的に言えば、「共同的・持ち株的土地利用」の可能性である。

この内容についての詳細は、ここでは割愛せざるをえないが、ごく簡単にいうと、それは所有者と利用者双方の主体的対応という側

面と、利用者の安定的利用と所有者の適正地代の確保という側面をもつ。前者を「共同的」、後者を「持ち株的」と表現することとする。ここでの留意点は、「共同的・持ち株的の土地利用」によって、特定個人の利潤論理ではなく、地域社会としての利用論理に基盤を置く、利用者と所有者の共存方式が展望しそうであるということである。

(本報告は京都府農業公議からの委託調査に基づく。)

庄内農業の近況について

細谷 昇（東北大学）
中島信博（東北大学）
小林一穂（三育女子短期大学）
秋葉節夫（東北大学）
伊藤勇（福井大学）

共通課題

土地と村落

—戦後土地所有の変化と地域農業—

地区報告

東北・関西

土地と村落

—混住地域のコミュニティに関するアンケート調査 を踏まえて—

高山 隆三

われわれは、これまで「集団栽培」解体後の庄内農業、農村の動向をフォローしてきたが、今回はとくに農業にしばって近況を報告しておきたい。「水田農業確立対策」に入る直前の局面ということになる。

統計的把握

まず主要な農業機械の普及状況では80年を境に総台数のうえでは一段落し、現在ではその買い替えによる大型化、高性能化がめざされている。このような稲作の機械化一貫体系のなかで、(1) 当り労働時間は全体としては減少しているが、ただし種子予措苗代、追肥灌排水管理、防除などの、いわば生物管理労働はむしろ微増傾向が示されている点は、庄内農民の稲作への意欲を示すものとして重要であろう。

次に農業労働力編成では、75年以降に臨時的受入労働力の顕著な減少があったあと、85年時点では「戸平均一人程度の家族労働力が各家の農業生産の担い手となっている。こうした農業労働力にもとづく水稻生産の動向では、75年に庄内平均六〇キロとい

うピークを示したあと一時期低下するが、83年から再び上昇し、84年以降30キロを越える水準を確保している。しかしそうはいつても、稻作の生産性は75年には回復せず、3.5ha以上層であつても水稻作だけでは家計費を充足しえない状況となつていて。

そこでプラス・アルファー部門をみると、畜産では肉牛の増加を除いてとくに発展はみられない。が、飼養農家数は減少しながらも、一戸当たり育養頭羽数の増加傾向はみられる。畑作では、大豆、麦などの転作作物の増加、施設園芸では総数は少ないながら同じく増加がみられる。

以上のような農業の状況のなかで、規模別農家戸数の変化をみると、85年で3.0ha以上層の微増とそれ以下の規模層の減少が特徴的である。この点は農地移動状況に即していえば、3.0ha以上層の農地譲受超過であるが、ただし移動面積、移動件数では82年以降減少である。したがって、3.0ha以上層の増加の背景にあるものは、受託耕作のある程度の展開であると考えられる。

もとより、こうした経営規模別農家戸数の変化の背後には兼業深化の動向がある。75年以降、一戸当たり兼業従事者数は一人となり、兼業種類別では、77年から職員勤務、恒常的賃労働の増加が著しい。そして、専兼別農家戸数の変化では、第一種および第二種兼業農家ともに減少し、それが総農家戸数の減少となつてあらわれているなかで、80年以降、専業農家の微増が示されている点に注目しておきたい。

2 事例集落の状況

庄内農業の現状、集落の事例を通して確認しよう。対象とする集落は、酒田市北平田地区中野曾根と鶴岡市京田地区林崎である。

いずれもこれまでに詳細な事例報告があるので、過去の経過は大会当日の報告で述べることとし、ここでは現在の状況を紹介することとどめたい。

まず中野曾根だが、農業機械の普及状況では、トラクターや田植機、乾燥機などの機械化一貫体系が、より大型化、利便化の方向に向かっている。しかし、水田の売買はきわめて小規模で、したがって経営規模の拡大を志向するとはすれば受託耕作によるしかない。また、稻作の作業共同は田植作業で若干みられるほか、秋作業では「ミニ・ライスセンター」がある。こうして集落全体では、大規模農家の経営あるいは作業受託、小規模農家の委託、一部での田植共同と秋作業共同となっている。プラス・アルファーは、他集落にくらべればなお盛んだが、しかし養豚や菌草栽培に縮小がみられる。兼業は中規模農家のみならず大規模農家にも広がっているが、しかし稻作あるいはプラス・アルファーによる専業農家が少數ながら維持されていることに注目したい。こうして農業経営の形態としては、稻作志向、プラス・アルファー志向、農外就業志向の三つの傾向がみられる。

次に林崎だが、農業機械の所有では、京田地区で稼働している「京田ライスセンター」に加入している農家の一部が、トラクター共同にも踏み切っている。秋作業だけではなく、集団栽培以来のトラクター班をもとにした、グループによる春作業の共同がおこなわれている。請負耕作は経営受託が多少みられるだけで、作業受託は皆無である。つまり、必要であればそれぞれの農家が農業機械を装備しており、それが負担ならば共同化に向かうのである。プラス・アルファーは菌草栽培が多い。すべての農家が兼業しており、

集落全体では稻作と農外就労、一部ではそれにプラス・アルファーの追加という経営形態となっている。

以上をみてみると、稻作の継続と兼業の進行とが同時に展開しており、そのもとで受委託の拡大傾向がみられるが、ド拉斯ティックな変化にはいたっていない。ただし、個別の相対譲負はなくって、ほとんどが利用権設定をしている。大規模農家も、少なくとも栽培管理については多くの小規模農家も、理由の違いはあるが、稻作を自らの手で行なおうとしている。それを可能にしているのが大型農業機械の普及であり、共同作業や作業受委託である。こうして、農外に就労しながらの稻作經營という形態が一般的となる傾向がみられる。一部の農家ではそれにプラス・アルファーが追加され、こうして稻作、プラス・アルファー、農外就労の多用な組み合わせのうえに、それぞれの農家経済をなりたたせている現状である。しかし、「水田農業確立対策」の実施に伴う減反率の上昇(16—7%)と補助金の減額という困難な状況のなかで、庄内農民の稻作への意欲はどう変わらるのか、予断を許さないところにきているといえよう。

3 おわりに

酒田市は、今年から「将来〇〇へクタール程度の大規模經營をめざす農家を集落で選んでいただき、モデル中核農家に指定します」という「稻作大規模經營モデル事業」を開始した。具体的には流動化奨励金や離農給付金への上のせ助成等を内容とするもので、これに対する評価はさまざまありますが、ともあれ、今日の農業情勢のなかで集落がどのような役割をはたすのか、そして集落がどのように変わっていくのか、きわめて重要な局面にきていくといえよう。

稻作北限地帯における 減反政策の展開と農民生活

— 北海道美深町・T部落・P部落
H部落、三部落の事例研究 —

北海道大学 布施 鉄治
北海道教育大学 小内 透
北海道大学大学院 小内 純子

本稿の主題

私たち研究グループは、ここ数年来日本列島を縦断する形で、わが国稻作地帯における事例研究を積み重ねている。その理由の一つは、わが国社会のいわば『原型』として指定される稻作農村における農民層の生産・労働・生活様式の具体的変動レベルにまで降りて、わが国社会の現下における文化変動・社会変動の諸相の中を貫く骨格としての構造的変動の「潮の方向性」を把握することにある。つまり、現下のわが国稻作農村社会の変動の諸相を、農民・農家のレベルに立ちかえって取り押さえることによって、彼らが自らの村落社会をいかに新たに構成しつつあるか、その具体的実相の分析をとおして上述の課題に一步迫ることにある。

私たちが今回分析対象とするのは、わが国稻作北限地帯の三部落であるが、私たちは分析枠として次の諸点を重視している。第一は、日本資本主義経済発展過程の中での、この地帯における農業地帯形成、すなわち農村・農民社会形成の史的過程の問題である。この稻

作北限地帯の農村社会形成の諸過程は、当初の自給的農業の時期を除けば、世界資本主義にそれ自体運動した日本の経済、および国家政策に直接的に規定されての、ある意味では北海道農村地帯形成の典型ともいべき地域社会史として刻印される。第一次世界大戦、そして昭和初期までは畑作、とりわけ除虫菊、また馬鈴薯を主体とした澱粉景気で、畑作を中心とした農村地帯形成が図られるが、商品畑作物の大幅な価格下落、また略奪農法の結果としての地力減退の中で（この時期は、全国的にみて小作争議の激化の中でも我が国寄生地主制危機の段階に相応し、その山林地主化が図られ、また耕作地主化がみられる段階）、大正十一年の土功組合の設立（大正十三年灌漑溝の完成）によって、地帯の水田化が積極的に図られ、最高時一、七〇〇町歩余りの水田が政策的にこの地帯に造成される。しかしながら、昭和六、七年の大凶作にあきらかにようす水田耕作には不適な地帯故、その後も現在に至るまで「三年に一度の大凶作」といわれる状態の中で、昭和十七年、これも政策的に一、三〇〇街歩の水田を畠地に転換、水田は四〇〇街歩ほどにまで減少する。そして、乳牛の増加が図られる。こうした状況は昭和二十四年の貸付牛制度もあって戦後も続くが、昭和三十年代末から四十年代前半の有利性の問題）昭和四四年には水田は一、六六〇町歩にまで増大する。こうしたなかで昭和四五年以降の減反政策がこの美深耕作北限地帯を直撃することになる。美深町の場合、一九八〇年段階で転作率は八一・二%に達する。牧草への転換が約半数、ついで小麦、大豆、甜菜への転換が多い。

さて第一は、かような意味での美深町農村地帯の史的な生業の質

的転換の節々において、農民層の離農があいついだということである。表一は現在の美深町農家の経営規模別変動を示した。この事実は、日本資本主義の発展諸過程をとおして、その作るべき生産に基づいた地域社会の安定的将来像が何回もなりかえられ、未だ完成していないということを示す。いま、地域の人口数推移をみても、大正九年には一〇、九九一人、大正十四年には一〇、一〇九人、昭和五年には一一、七〇八人に増加、戦時中の昭和十五年には一一、一二四人に減少するが、戦後は一貫して増加、昭和三五年には、一四〇四六人のピークを達する。けれども、それ以降一貫して減少、昭和五五年には八、三五〇人となっている。以上の史的諸事実、すなわち、昭和三五年以降の自生的ななかたちでの水田化熱は地域社会それが自体の形成への地域農民層の最大限の努力、それに基づいた地域社会形成への嘗めであったとうけることができるが（北海道の場合多額の負債を背負ったそれであるが）、そこへ政策としての減反政策が展開せられ、否応なしに地域農業形成のあり方の再度の転換を迫られているのが現状である。

ところで、ここでの問題は、そしてそれが本報告の主題となるが、こうした転換期において、地域農民層は現段階の減反政策の展開を“主体”としていかに受け止め、様々な対応の中で具体的に如何なる生活をその農業生産・労働とおして、あらたなる生産の形を自らの地域社会そのものとして形成しつつあるか、あるいは農民社会そのものがまったく崩壊の過程にあるのか。しかし、崩壊の過程にあるといつても、その中で地域は消滅するわけではない。その中にどういうあらたなる対応が立ちあらわれているのか。あらたなる生業者集団が形成されつつあるのか。農民社会は彼らの生活それ自体

表1 経営耕地規模別農家数の推移（美深町）

年度	0.5ha 未満	0.5ha ～	1.0ha ～	3.0ha ～	5.0ha ～	7.5ha ～	10.0ha ～	15.0ha 以上	農家 総数
1960	56	42	315	432	237	—	12	—	1,094
1965	37	28	176	375	231	116	22	—	946
1971	36	24	98	243	224	99	59	18	801
1972	31	26	103	209	176	95	68	27	735
1973	30	26	103	204	166	86	71	31	717
1974	27	24	96	196	167	75	69	38	692
1975	45	23	89	187	142	84	67	44	681
1976	37	28	83	169	135	87	68	52	659
1977	28	27	78	143	131	74	79	55	615
1978	32	23	79	143	124	75	76	56	608
1979	30	17	81	134	121	73	42	60	588
1980	31	21	80	131	114	77	69	64	587

資料：「農林業センサス」「農業基本調査」

としてどう再編されつつあるのか。激しい階級・階層分解下、農民層自体はいった減反政策をどう受けとめているのか。その受けとめ方において、戦後四十年をへた段階下、そこには国民社会の総体としての生産力水準の発展があるし、当然に農業生産における機械

化水準も高度化している。何よりも“民主主義社会”としての戦後四十年をへる中で、農民それ自体の中での“主体”としての変質が看取されるはずである。かかる点を本報告では問題とする。

私たちがここで取り上げるのは稻作北限地帯の互いに隣接した三部落である（これより北にはわが国の稻作部落はない）。T部落は減反政策への対応として相対的に稻作志向への方向性を色濃くもつ部落（小内透分析）、P部落は部落社会そのものが解体の危機下、酪農・畑作への方向性をもつ部落（布施分析）、H部落は減反政策開始前既に酪農・畑作へ転換した部落（小内透分析）である。本報告は、私たち研究グループが、昭和五七年に実施したT部落・P部落の本調査、昭和五八年に実施したH部落の本調査、及び三部落のその後の補足調査結果をもとにしている。

以下、あらかじめ各部落の変動の概略について述べておこう。

T部落の概況

T部落は、美深町のほぼ中央の平坦地に位置する部落である。戸数は現在三三戸であり、それらは班と呼ばれる四つの農事組合に組織されている。

このT部落に初めて鍼が下ろされたのは明治二三年のことである。その後徐々に入植が進み、昭和五年には東神楽より十一人が入植し、部落民は一挙に倍増した。そして、それと同時にT部落における稻作が本格化することになる。

この稻作は、T部落が美深町の中で最も肥沃な土地に位置していることによって、町全体としては凶作・不作が続いた時期も、T部落では一定程度の成果を収めることができた。それゆえ、昭和十七年、稻作の凶作・不作が連続する中で町政として畠地への再転換が

が定着するが、昭和三十年代に再び造田ブームとなるなかで畠地の水田化が進む。T部落の農家戸数が最高になるのもこの時期で、昭和三五年前後には六十戸余りに達した。しかし、それ以後、天塩川の護岸築堤用地の買収に伴う戸の立ち退きなどを中心に離農が進み、減反開始直前には四四戸となり、それらの農家のほとんどが水田單一経営を行なうという状況にあった。こうしてみてみると、T部落は、美深町における「米どころ」という性格を持ち続けてきた部落であり、現段階における相対的に低い減反・転作率は、こうした歴史の延長線上にあるものといえる。

ところで、減反開始直前に以上のような状況にあったT部落は、現反以降大きく変貌をとげることになる。すなわち、T部落の農民層は、減反以降、規模の点でも、作目の点でも、大きく分化・分解してきているのである。作目の点からみると、米作りを続ける農家、畠作を中心を移す農家、肉畜へ移行する農家、奨励金のみを取得する農家、そして、離農してしまった農家に分化・分解してくる。さらに、稻作農家と畠作農家は農業所得によって三つの層に分かれ（稻作I、II、III層、畠作I、II、III層）、このうち稻作I層は減反以降も規模拡大を続け十町歩以上の經營を行ない、畠作I層は集約的な畠作（ゆり根、大根）を行なうという階層的特徴を有している。

いま、こうした階層的相違に注目しつつ、農家経営、農業生産、農外就労、官農志向、集団対応の側面から、各階層の現状と問題についてみると、次のような諸特徴が看取される。

稻作I、II、III層は、二層とも減反開始以降に本格化する機械の大型化や土地購入のためにかなりの負債を抱え、資金返済の一方で、

資金を借り入れるという構造を定着させている。特に、減反移行、急激に規模拡大を行なってきた稻作I層は、二、三千万円程度の負債を抱え込む状況にある。

稻作I層、肉畜層でも、以上のような傾向は指摘された。しかも、他の転作層に比べ、これらの層は、転作を契機に積極的に集約的畠作や肉畜に取り組んだ層とみることができるが、こうした層においてさえ、転作奨励金を抜きにしては今の經營はなりたち得ないというのが実状である。

そして、最も矛盾をかかえた層として稻作II、III層がある。彼らは、甜菜や豆・雑穀類を中心にあくまでも一時的、経過的措置として減反を継続しており、調査時点でも極めて強い水田への復帰志向を有している。そして、復帰できるまでの対応として、男子労働力は夏場農外就労に出て、農業は妻を中心に出面を用いて行なうというかたちをとっている。もちろん、彼らの家としての収入は、農外収入を合わせるならば、他階層に劣るわけではない。しかしながら、他階層の場合、以上のような問題をもちつつも、ある程度具体的な農業の将来展望をもち、もちろん生産組合、T稻作官農組合、ゆり根生産振興会、肉畜集団組合等の作物毎の集団へ結集する動きをみせるのに対し、稻作II・III層は水田への復帰という志向性をもちながらも、減反が長期化する中でそうした志向性を具体化できないという状況にある。しかも、T部落のように、個別農家毎に減反に対応し、それを契機に農民層の分化・分解が急速に進んだところでは、農事組合は、全農民層の要求を集約する機能を急速に失いつつあった。その結果、農業に対する意欲を残しつつも、消極的ななかで減反に対応している稻作II・III層のような農家の農業生産を

積極的に支える集団はなくなつてきつた。こうした事態は、彼らの意志とは別に、彼らをさらなる分解の渦中へと導いていく方向を予測せしめるものであるといえよう。

このように、T部落の場合、減反移行、T稻作當農組合の結成に代表される積極的な取り組みを内包しつつも、数々の諸問題を生み出しながら農民層の分化・分解が進展したのである。そして、その矛盾の集中点は、T部落の場合、畑作Ⅱ・Ⅲ層にあるといえるのである。

P部落の概況

T部落に隣接する減反率八割を越えるP部落では、T部落に比べて減反政策の諸影響は一段と厳しく部落社会におおいかぶさっている。P部落は大きく高台と下台に分かれる。高台は一班に、下台は三班に分かれている。立地条件が悪いこの地帯は明治三九年に小作制大農場として開拓された。最盛期の戸数は一二〇戸。その後、農場は持ち主がかわり、終戦時には、大幅な戸数減の中、F農場、I農場の小作人が主で、耕作地主のわずかな小作人、そして、さらにわずかな自作農で構成されていた。農家戸数は七三戸である。昭和二三年、さらに五六戸へ減少するが、戦後のピーク時は六七戸、昭和五二年四八戸、調査時四四戸（調査可能四一戸）である。

かつて、澱粉生産、除虫菊生産での一帯、とくに高台は澱粉景氣で賑わつたが、戦前の水田化政策の中で高台にまで灌漑溝が敷かれ、一〇〇余町歩の水田が造成された（農家戸数一二〇戸——高台五六戸）。けれども、昭和六、七年及び九、十年の凶作を経るなかで、小作人の離散は激しく、生活立て直しのため稲作から畑作への再転換が昭和十七年に図られる。しかし、戦後、昭和三十年代後半

に始まる造田ブームはP部落をも巻き込み、高台においても再び水田が復活することになる。そのころ部落の半数は乳牛を導入している。当時、農民層は水田五町、乳牛十頭規模の“水田酪農經營郷”

の形成を目指す。農民層の階層分化もそれほど激しくはない。

しかし、減反政策の展開の中で、圧倒的多くの農民層は、その目標の転換を余儀なくされる。調査時の各戸の農業所得を指標として四一戸の階層区分を行なうと、上層に属するものが三戸、中層四戸、後はすべて下層として位置づけられる。上・中層は酪農專業農家がしめ、下層は畑作農家がしめる。下層は、さらに第一種兼業の下層I、第二種兼業の下層II、老人專業の下層IIIという内実をもつている。このほか農業所得皆無の十一戸（部落にとどまる脱農家と市街地転居層——土地は所有、稲作転作奨励金が生活の糧となる）となる。現在、一町以上の田地を所有するのは十八戸である。各階層の特徴をみると、上・中層は有畜經營経験をもち、水田面積が三町以上と全階層の中で最も高く、転作奨励金を利用して酪農專業へ移行した層、下層Iは水田面積は上・中層の三分の一、有畜経験がないところから制度資金を導入して畑作專業を志向した層、下層IIは上・中層について水田面積は多かつたが、畑地面積が少なく、田の畠地化のための土地改良資金導入を考え、家族全員が農外就労という道を選んだ層、現在は転作奨励金と農外就労で生活をたてる（この層は減反が終われば稲作へ戻ることを強く望む）。下層IIIは有畜経験もあり、上・中層と条件はにていが後継者がなく、酪農、畜産から畑作へ移行した層、脱農層は稲作單一經營であったという特徴をもつてゐる。そこには、これまでのそれ自体階層差をもつた經營の展開の上に立って農業収入、農外収入、転作奨励金、いずれにウエ

イトをおいて現在——将来を展望するかという一定の選択の相違があつたことは事実である。家族の存在形態もそこでは大きく作用する。

以上、このP部落は、ちょうど昭和十年代後期に一度経験したと同じような事態の進展の中で、いわば壊滅的な激しい農民層の階級・階層分解を伴いながら、部落社会自体の構造的転換を迫られているといえる。P部落では現在土地の貸借関係も進み、とりわけ上・中層、下層・層の脱農層からの土地の借入が顕著にみられるが、作業委託関係も同時に進行している。そして、また、ここで指摘しなければならないことは、酪農專業農家層においての三戸共同で公社牧場事業の開始、また畑作專業農家層で昭和五三年移行小麦組合、高台甜菜組合が形成される等、現実への切込みの集団的対応、将来展望がこのP部落においてもみられるという点であろう。

H部落の概況

H部落はP部落の北方に位置し、山間部の沢沿いに細長い集落を形成している。明治三七年に開拓が始められ、大正年間にほぼ全地域の開拓が完了した。この時期は美深全体で水田の開発が積極的に進められていた時期であったため、この部落でも開墾したばかりの土地を水田化し、水田+畑作（馬鈴薯）の複合經營が基本的な生業の形として形成された。その後美深町全体の動きと同様一時水田の畑地転換がなされたものの戦後再び水田開発が進められた。こうした経過の中で、数多くの農民がこの部落に入植し昭和二八年には部落の規模も五六戸に達した。しかし、この部落の場合、その後一つの段階をへながら数多くの農家が離農していった。

離農の第一の段階は昭和三八年～昭和四五年の約十年間である。H部落では昭和三七、八年頃から山ぞいの傾斜地が多いこともあり、一部の農家が美深町の他部落の農家に先駆けて、水田をやめ酪農專業經營に転換し始めた。これは、土地条件に規定された農業經營の転換にほかならなかった。従って、こうした転換が成し得ぬ農家の場合その多くが離農せざるを得ず、約十年間に実に二三戸が離農に追いやられたのである。

第二に、昭和四五、六年頃からそれまで酪農經營に転換しないまま水田+畑作の形態を維持していた農家が水田經營を断念し、それを契機にすくなくからぬ農家が離農していった。事実、昭和四五年から昭和五八年までの離農家は十三戸にのぼっている。

その結果、昭和五八年現在、H部落は十七戸の農家のみによって構成される、美深町の中でもとりわけ過疎化の進展している地域になっている。このうち六戸が酪農專業農家（乳牛頭数一二頭～六〇頭）、十一戸が畑作農家（うち二戸が養豚も兼营）となっている。従って、水田經營を行なう農家はまったく存在しておらず、しかもこれらの農家のほとんどが減反政策の展開される以前に水田經營を断念しているため、他の部落とことなり減反政策に伴う直接的な影響はみられない。

ところで、この部落の場合特徴的なことは、第一に農業經營形態の相違が同時に所得階層の相違を意味しているということである。すなわち、農業所得でみると、酪農專業農家が年間四〇〇万円以上の所得をあげ上層を形成しているのに対し、畑作農家の場合ほぼ一五〇万円未満となつており、なかにはほぼ自家用の生産しか行なつてない農家もみられる。いいかえれば、農業經營形態が階層的な

相違をきわめて明確な形でもたらしているといつてよい。

しかも、第二に注目する必要があるのは、こうした農業経営形態は所得階層の相違は家族・労働力構成の違いをも内包しているということである。酪農專業農家は一ケースを除いて、すべて「二世代夫婦家族」形態で、農業従事者も三ないし四人となっているのに対し、畑作農家は一ケースを除いて後継者を確保し得ていない「夫婦家族」形態で、ほとんどが一人以下の農業従事者しか有していない。この点で、両者の相違は明確である。

ささらに、第三に、農業経営形態＝所得階層の相違は部落構造のあり方自体をも規定しているということである。たとえば、部落の区長はこれまでほぼ酪農專業農家＝上層農家によって担われ、現在、農協理事、農業委員、町議等の公職に就くものも酪農專業農家に限られている。いわば、部落内のリーダーとフォロワーの関係が經營形態の差＝階層差と相即するかたちで明確に分化しているといつてよい。

このようにみてくると、H部落の場合、酪農專業農家が農業経営の中核を担い、畑作農家はその多くが酪農專業経営へ移行することさえ困難な、いわば離農予備軍としての性格をもつてていることがあきらかとなる。

しかし、それは、国策に先んじて水田経営を断念したH部落の酪農專業農家が減反の強化される他部落の農家よりも安定した農業経営を営んでいることを必ずしも意味してはいない。事実、酪農專業農家は生産調整と数一〇〇万円から二〇〇〇万円にのぼる負債の問題を抱えている。しかも、この部落の農家は他部落とことなり転作奨励金がないため、農家経済全体からみる限りこの点でよりいつ

そう厳しい状況に置かれているとさえいえる。そのうえ、こうした状況に対し、彼らは既に規模拡大という方向での展望をもっておらず、現状のまま経営の効率化によって対応していくことを考えているのが実状である。

その意味で、美深町において先進的に酪農経営を導入した農家層において見られるこうした現実は、減反政策の展開によって生み出された他部落における後発の酪農家のきわめて困難な将来像を指示しているといわざるを得ないのである。